

## しが棚田トラスト制度広告募集要項

### 1. 広告関係規程

広告の掲載は、「滋賀県広告等事業実施要綱」、「しが棚田トラスト制度広告掲載基準」および「しが棚田トラスト制度広告掲載要領」に基づいて行います。

### 2. 掲載媒体・掲載枠数

別添仕様書のとおり

### 3. 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

### 4. 掲載募集期間

第1期：3月1日～6月末日

第2期：7月1日～10月末日

第3期：11月1日～2月末日

### 5. 広告掲載料等

無料（ただし、「しが棚田トラスト制度」に基づく寄附金1万円につき、1枠に掲載できるものとします）

### 6. 掲載申込

別添の「広告掲載申込書（様式第1号）」により申込みを行います。

#### 【受付期間】

第1期分：11月1日～11月末日

第2期分：3月1日～3月末日

第3期分：7月1日～7月末日

注）ただし、受付開始日および最終日が閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日とします。

申込書を持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合、各受付期間の最終日（閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日）必着とします。

### 7. 応募資格および広告掲載の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

#### （1）資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項の規定に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および第6号の規定に該当しない者であること。

県税に滞納がない者であること。

## (2) 基準

「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第2項各号および「しが棚田トラスト制度広告掲載基準」第3条各号に定める業種または事業者に該当しないこと。

広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第1項各号および「しが棚田トラスト制度広告掲載基準」第2条各号に定めるものに該当しないこと。

## 8. 広告掲載の可否の決定

(1) 広告を掲載しようとする団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、しが棚田トラスト制度広告掲載基準に基づき、しが棚田トラスト制度広告等選定委員会において審査します。

(2) 広告掲載に適すると認められる申込者が募集枠数を超えた場合は、申込みの先着順により決定します。

## 9. 申込者への結果の通知

広告掲載の可否は、申込締切後14日以内に申込者全員に通知します。

## 10. 広告原稿の提出

広告原稿は電子データにより、「4. 掲載募集期間」で示したそれぞれの期間の開始日の1ヶ月前までに提出するものとします。ただし、提出締切日が閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日とします。

なお、データの形式については、JPEG等の画像ファイルを基本としますが、その他の形式で提出しようとする場合は、事前に県と相談してください。

## 11. 申込みに際しての留意事項

(1) 広告の掲載期間は、「4. 掲載募集期間」で示したそれぞれの期間とします。

(2) 広告の掲載枠数は、仕様書のとおりです。

(3) 滋賀県広告等事業実施要綱、しが棚田トラスト制度広告掲載基準、しが棚田トラスト制度広告掲載要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。

(4) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。県が推奨するものではありません。

(5) 広告の掲載を取りやめようとする場合は、広告掲載辞退届(様式第2号)を「10. 広告原稿の提出」で示した原稿提出締切日の1ヶ月前までに提出するものとします。ただし、提出締切日が閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日とします。

## 12. 申込み、問い合わせ先

滋賀県農政水産部農村振興課農村企画担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3961

FAX 077-528-4888

E-mail gh01@pref.shiga.lg.jp

## 【仕様書】

### しが棚田ボランティア募集用チラシへの広告掲載に係る仕様書

#### 1. チラシの概要

名 称	しが棚田ボランティア募集チラシ（JIS 規格 A4 1枚 表裏カラー印刷）
配 布 目 的	近年、棚田地域では、高齢化や担い手の減少により耕作放棄地が拡大し、棚田の有する多面的機能が低下しつつあることから、その保全が求められています。 現在、県内の6地区で棚田地域住民と都市住民等との連携による保全活動が実施されているが、今後も広域的・継続的に棚田を保全していくため、本制度に参加する棚田地域と都市住民等を継続的に募集することを目的に配布しています。
主 な 配 布 先 （施設数）	県内の図書館（49）、県内道の駅（15）、県内外中間支援組織（15）、県内の大学・短大（14）、県内各市町役場（19）、県庁舎（7）等 また、Web ページ（「おうみ棚田ネット」等）にも掲載します
配 布 枚 数	5,000 枚
配 布 時 期	第 1 期：2 月下旬（4 月～7 月募集分）、第 2 期：6 月下旬（8 月～11 月募集分）、第 3 期：10 月下旬（12 月～3 月募集分）
備 考	・チラシの設置場所や期間については、配布先各施設の判断によります。 ・チラシの配布後は、掲載した広告の内容等を変更することはできません。

#### 2. 募集広告枠

種 別	紙および電子データ（Web ページへの掲載のみ）
広 告 枠 の 数	8 枠（2 行×4 列）
広告等掲載位置	チラシ表面下部
掲載可能スペース	縦 30mm×横 50mm
備 考	・広告等の掲載位置は、特に指定がない場合、1 行目 1 列目より右へ、次いで 2 行目 1 列目より右へと充てていくものとします。 ・連続した複数枠での掲載を希望する場合は、申込時点での枠の空き状況を勘案し、県と広告主等相互の相談により決定するものとします。

#### 問い合わせ先・申込書提出先

滋賀県農政水産部農村振興課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

電話番号 077-528-3961

F A X 077-528-4888

メールアドレス gh01@pref.shiga.lg.jp

【様式第 1 号】

広告掲載申込書

平成 年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

しが棚田トラスト制度広告募集要項に基づき、滋賀県広告等事業実施要綱、しが棚田トラスト制度広告掲載基準、しが棚田トラスト制度広告掲載要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話	
		F A X	
		E-mail	
	申込枠数		
広告等の内容			

添付書類

会社概要

県税に未納のないことの証明書

誓約書

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

住所または所在地  
商号または名称  
代表者職・氏名

印

しが棚田トラスト制度広告募集要項の申込みに当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 しが棚田トラスト制度広告募集要項「7. 応募資格および広告掲載の基準」の要件を満たしています。
- 2 提出した広告掲載申込書に虚偽または不正はありません。

【様式第 2 号】

広告掲載辞退届

平成 年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

住所または所在地  
商号または名称  
代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付けで、しが棚田トラスト制度にかかる広告等掲載申込書を提出しましたが、都合により辞退します。